

田原市ケーブルテレビ広告放送要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ケーブルテレビにおいて田原市が制作する「市政情報番組」内で、民間企業等の広告を放送し広告収入を得ることに関し、田原市広告取扱要綱（平成23年6月16日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体及び対象)

第2条 広告を放送する媒体は、ケーブルテレビの「田原市市政情報番組」とする。広告掲載の対象は、要綱第8条に定めるところによるものとする。

(広告の放送時間及び放送回数)

第3条 広告1回当たりの放送時間及び1日当たりの放送回数は、市長が別に定める。

(広告の放送単位等)

第4条 広告は、木曜日から始まる連続した4週間から13週間の放送期間のうち、任意の週数を選択して放送する。

2 広告の放送枠は、市長が別に定める。

(広告の放送規格)

第5条 広告の放送規格は、市長が別に定める。

(広告放送料)

第6条 広告放送料は、別表に規定する額とする。

2 第9条の規定による広告放送の決定を受けた放送期間後に引き続き同項の規定による広告放送の決定を受けて放送する場合は、これらの決定に係る期間を合算した放送期間により、別表の規定を適用する。

(広告の募集等)

第7条 広告の募集は、市政情報番組等で行う。

(広告放送の申込み)

第8条 ケーブルテレビへの広告放送を希望する者(以下「申込者」という。)は、田原市ケーブルテレビ広告放送申込書(様式第1号)に必要な書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

(広告放送の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による広告放送の申込みがあったときは、要綱第9条に規定する広告審査委員会を開催し、広告放送の許可・不許可を決定する。この場合において、申込者の数が募集枠数を超えるときは、次に掲げる順位により広告を放送する者(以下「広告主」という。)を決定する。

(1) 第1順位 希望する放送期間(当該期間の開始時期の直前に広告放送する期間がある場合で、引き続き広告放送を希望するときは、当該期間を合算した期間とする。)が長い者の広告

(2) 第2順位 希望する放送期間の開始時期が早い者の広告

2 前項後段の規定によっても申込者の数が募集枠数を超えるときは、次に掲げる順位により広告主を決定する。

(1) 第1順位 市内に本社又は本店を有する者の広告

(2) 第2順位 市内に支店、営業所等を有する者の広告

3 前項の規定によっても申込者の数が募集枠数を超えるときは、先着順により広告主を決定する。

4 市長は、前3項の規定により、広告主を決定したときは、申込者に田原市ケーブルテレビ広告放送許可・不許可決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(経費の負担)

第10条 放送する広告素材の作成に関する経費は、広告主が負担する。ただ

し、静止画提出の場合は、ナレーション及び背景音楽を付けたデータは田原市側が作成する。

(広告放送料の納付)

第11条 広告主は、市長が指定する期日（以下「指定期日」という。）までに、広告放送料を支払わなければならない。

(広告内容の変更)

第12条 広告主は、広告内容を変更しようとするときは、田原市ケーブルテレビ広告申込内容変更届（様式第3号）により、変更を希望するケーブルテレビの放送期間の開始日の4週間までに市長に届け出なければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合のほか、市長は、広告の内容、デザイン等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又は要綱若しくは田原市広告掲載基準（平成24年5月30日施行。以下「基準」という。）に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容、デザイン等の変更を求めることができる。

(広告放送の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合によりケーブルテレビへの広告放送を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告放送を取り下げるときは、田原市ケーブルテレビ広告放送取下届（様式第4号）により、広告放送の取下げを希望するケーブルテレビ放送期間の開始日の2週間前までに市長に申し出なければならない。

(広告放送の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告放送の決定を取り消すことができる。

(1) 指定期日までに広告放送料を納付しないとき又は納付する見込みがないとき。

(2) 指定期日までに広告素材の提出がないとき。

(3) その他市長が広告放送を適切でないと判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告放送を取り消したときは、田原市ケーブルテレビ広告放送取消等通知書（様式第5号）により広告主に通知するものとする。

（広告放送料の還付）

第15条 広告放送料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告の放送ができなくなったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により還付する広告放送料は、放送期間に応じた納付された広告放送料に、放送を取り消した回数を放送期間の放送回数で除した割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。この場合において、利子は付さないものとする。

3 広告放送料の還付を受けようとする広告主は、田原市ケーブルテレビ広告放送料還付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（広告主の責任）

第16条 広告主は、広告に関する苦情その他問題が発生したときは、全ての責任を負い、直ちに問題の解決を図るものとする。

2 広告主は、広告の放送後に、広告主又は広告内容について要綱及び基準並びにこの要領の規定により、広告を放送することに支障が生じた場合は、速やかに市長に通知し、必要な指示を受けなければならない。

3 前2項の規定により広告主に損害が生じてても、市は責任を負わないものとする。

（その他）

第17条 この要領に定めるもののほか、ケーブルテレビへの広告放送について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

広告放送期間	広告放送料 (消費税及び地方消費税を含む)
4～7週	15,000円×週数×1.1
8～11週	15,000円×週数×0.9(千円未満切り捨て)×1.1
12～15週	15,000円×週数×0.875(千円未満切り捨て)×1.1
16週以上	15,000円×週数×0.85(千円未満切り捨て)×1.1

田原市ケーブルテレビ広告放送申込書

年 月 日

田 原 市 長 殿

申込者 所在地
名称
代表者氏名
電話番号

田原市ケーブルテレビ広告放送要領第8条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 放送期間 年第 週（ 月 日）～ 第 週（ 月 日）
- 2 広告の内容
- 3 連絡先等 (1) 担当部署：
(2) 担当者氏名：
(3) 電話番号：
(4) Fax：
(5) E-Mail：
- 4 提出書類等 (1) 会社案内等（会社の概要が分かるもの）
(2) 法人登記に係る現在事項全部証明書
（個人事業主の場合は、住民票の写し）
(3) 放送する静止画データ（案）もしくは動画データ（案）
(4) ナレーション原稿
(5) その他市長が必要と認める書類
(注) 田原市広告取扱要綱第6条第2項に該当する場合は、(2)の書類は必要ありません。

(同意事項)

- ・田原市広告取扱要綱第8条第2項の規定に該当する事実はありません。
- ・田原市の住民基本台帳及び市税等の納付状況を確認することに同意します。
- ・田原市広告取扱要綱、田原市広告掲載基準、田原市ケーブルテレビ広告放送要領、田原市ケーブルテレビ広告募集要項の規定を遵守します。

様式第2号（第9条関係）

田原市ケーブルテレビ広告放送許可・不許可決定通知書

年 月 日

様

田原市長



年 月 日付けで申込みのあった田原市ケーブルテレビ広告放送について、下記のとおり決定したため通知します。

記

- 1 審査結果 許可・不許可
- 2 可の場合は今後の手続
- 3 否の場合はその理由

様式第3号（第12条関係）

田原市ケーブルテレビ広告申込内容変更届

年 月 日

田 原 市 長 殿

広告主 所在地
名称
代表者氏名
電話番号

年 月 日付けで決定された田原市ケーブルテレビ広告放送について、下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更期間 年第 週（ 月 日）～ 第 週（ 月 日）
- 2 変更項目
- 3 変更内容

様式第4号（第13条関係）

田原市ケーブルテレビ広告放送取下届

年 月 日

田原市長 殿

申込者 所在地
名称
代表者氏名
電話番号

年 月 日付けで決定された田原市ケーブルテレビ広告放送について、
下記のとおり取り下げたいので届け出ます。

記

1 取下期間 年第 週（月 日）～ 第 週（月 日）

2 取下理由

様式第5号（第14条関係）

田原市ケーブルテレビ広告放送取消等通知書

年 月 日

様

田原市長



年 月 日付けで決定した田原市ケーブルテレビ広告放送について、下記のとおり取消します。

記

- 1 取消年月日
- 2 取消の理由

年 月 日

田原市長 殿

所在地
名称
代表者氏名
電話番号

田原市ケーブルテレビ広告放送料還付請求書

年 月 日付けで決定された田原市ケーブルテレビ広告放送料について、
下記のとおり還付してください。

記

1 還付請求する期間 年第 週（月 日）～ 第 週（月 日）

2 請求金額 円

3 振込金融機関

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合		本店 支店 支所 店
預金種目	1 普通	2 当座		
口座番号				
口座名義人				

※口座名義人は請求者本人とする。